

議案第 17 号

京丹後市文化財保護条例の一部改正について

京丹後市文化財保護条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

文化財保護審議会委員について、市内在住、在職に限らず、幅広く文化財に関する識見を有する者を委嘱できるようにするため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市文化財保護条例の一部を改正する条例

京丹後市文化財保護条例（平成16年京丹後市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「市内に在住し、又は在職する者で、学識経験を有するもの」を「文化財に関して優れた識見を有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の京丹後市文化財保護条例第10条第2項の規定により委員として委嘱されている者は、なお従前の例による。

京丹後市文化財保護条例(平成16年京丹後市条例第121号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市文化財保護条例 平成16年4月1日 条例第121号 第1条～第9条 (略) (組織) 第10条 (略) 2 委員は、<u>市内に在住し、又は在職する者で、学識経験を有するもの</u> のうちから教育委員会が委嘱する。 3 (略) 第11条 (略)	京丹後市文化財保護条例 平成16年4月1日 条例第121号 第1条～第9条 (略) (組織) 第10条 (略) 2 委員は、<u>文化財に関して優れた識見を有する者</u> のうちから教育委員会が委嘱する。 3 (略) 第11条 (略) <u>附 則</u> (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この条例の施行の際現に改正前の京丹後市文化財保護条例第10条第2</u> <u>項の規定により委員として委嘱されている者は、なお従前の例によ</u> <u>る。</u>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 6 年 3 月 定例会

議案の
件 名

議案第17号
京丹後市文化財保護条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他（ ）

《政策等の概要》 指定文化財の指定に関する事項など、文化財に関する調査及び審議を行う京丹後市文化財保護審議会委員について、現行、「市内に在住、又は在職する者のうち、学識経験を有するもの」としている委員の要件を、市内在住、在職に限らず、幅広く文化財に関する識見を有する方を委嘱できるようにするため、所要の改正を行うものである。		《市民参加の状況》 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）																																									
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円） <table border="1"> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																														
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																																						
《政策等の必要性》 京丹後市文化財保存活用地域計画の策定に伴い、文化財の保存及び活用を一層推進していくなか、指定文化財の指定に関する事項など、文化財の調査及び審議を行う文化財保護審議会においては、これまで以上に幅広い視点から専門的知見を得て運営することが重要と考える。 このため、現在は市内在住または在職する方に限定している当該審議会委員の要件を見直し、市内在住、在職に限らず、幅広く文化財に関する識見を有する方を委嘱できるようにするものである。		《将来にわたる効果及び経費の状況》 指定文化財の指定に関する事項など、当該審議会が所掌する文化財に関する調査及び審議において、より幅広く、専門的な知見を得て運営することが期待できる。																																									
《提案に至るまでの経緯》 令和6年 2月 2日 例規審査委員会 令和6年 2月14日 教育委員会臨時会		《総合計画等の整合》 <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td>28</td> <td colspan="4">芸術・文化を活かしたまちづくりの推進</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td colspan="5">京丹後市文化財保存活用地域計画</td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td colspan="5">令和4年度</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td colspan="5">令和5年度～令和9年度</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td colspan="4">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>文化財保存活用課</td> <td colspan="4">有 無</td> </tr> </table>						総合計画 計画項目	28	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進				計画名称	京丹後市文化財保存活用地域計画					策定年度	令和4年度					計画期間	令和5年度～令和9年度					担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）				教育委員会事務局	文化財保存活用課	有 無			
総合計画 計画項目	28	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進																																									
計画名称	京丹後市文化財保存活用地域計画																																										
策定年度	令和4年度																																										
計画期間	令和5年度～令和9年度																																										
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																																									
教育委員会事務局	文化財保存活用課	有 無																																									
《政策等の実施時期》 公布の日から施行する。（この条例の施行の際現に改正前の京丹後市文化財保護条例第10条第2項の規定により委員として委嘱されている者は、なお従前の例による。）																																											